

**令和6年度4月入学者用  
大学院修士段階（博士前期課程）における「授業料後払い制度」申請要項**

本制度の利用を希望する方は詳細を確認し、期日までに申請してください。入学後、本申請とは別に令和6年10月頃（予定）日本学生支援機構への申請が必要です。

**制度の概要**

- 大学院修士段階（博士前期課程）の授業料について、要件を満たす学生を対象に国が在学中の授業料を立て替え、返還は修了後の所得に応じて「後払い」とする制度。
- 併せて生活支援金として月額2万円又は4万円の貸与を受けることが可能。
- 年収が300万円程度になるまでは返還額が2,000円となり、左記の年収を超えた場合でも扶養する子供がいれば返還月額が減額される。

**1. 対象者（以下すべてを満たす方）**

① 次のいずれにも該当する方

- 令和6年4月に本学の博士前期課程に入学した者
- 学部で「高等教育の修学支援新制度」の対象となることがある者
- 就労等を挟まずに本学の博士前期課程に入学した者

② 本人の希望に基づき、本学を通じて申請を行った者

③ 日本学生支援機構（JASSO）の修士段階を対象とした月額5万円又は8万8千円の第一種奨学金と同様の家計基準及び学力基準（[こちら](#)）を満たす者

④ 過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない理由がない者

JASSO ホームページ  
(家計基準及び学力基準)



**2. 貸与を受けられる額**

○ 授業料支援金（無利子）

年 535,800 円を上限として大学が請求する授業料

※日本学生支援機構から大学に直接振り込まれ、対象者の授業料に充当

※授業料の免除を受けた場合、免除後の金額が対象

※機関保証への加入が必須で、上記の金額に保証料を上乗せした金額が貸与額

○ 生活費奨学金（無利子）

月額2万円又は4万円から選択する額

※日本学生支援機構から毎月本人に振り込まれる（保証料を天引きした額）

※生活費奨学金のみ貸与を受けることはできない。

※生活費奨学金の貸与を受けないことも可能。

### 3. 注意事項

- 本制度は貸与であり、修了後の所得に応じて、授業料支援金及び生活費奨学金を保証料も含めて返還する必要があります。
- 本制度を利用した場合、第一種奨学金（無利子）の貸与を受けることはできません。第二種奨学金（有利子）の貸与を受けることは可能です。
- 年度途中に本制度から第一種奨学金に変更することはできません。（逆も同様）
- 本制度と併用して本学独自の授業料免除制度（大学院）に申請することができます。授業料の免除を受けた場合、免除後の金額が「授業料支援金」の対象となります。
- 第一種奨学金と同様に、毎年の適格認定の判定が行われます。
- 業績優秀者の返還免除制度への申請が可能です。ただし、第一種奨学金の方が、免除が適応される総額が多くなる可能性があります。

#### 令和 6 年度春から本制度を利用する場合、上記に加えて以下にも注意してください。

- 令和 6 年度は秋の募集のみとなり、春から希望する場合でも、採用は最短で 11 月になる予定です。本制度に申請した場合、令和 6 年分の授業料は採用が決定（11 月予定）するまで納入が猶予され、採用者の生活費奨学金は 11 月に 4～11 月の 8 ヶ月分が振込みとなる予定です。（申請時期等未定）
- 第一種奨学金の予約採用にて採用された者は、第一種奨学金の辞退が必要です。
- 春の在学採用も本制度申請者は第一種奨学金の申込みはできません。
- 令和 6 年度博士前期課程進学予定者を対象とした第一種奨学金返還免除内定制度に申請した者は、返還免除内定制度は令和 6 年度の後払い制度には適用されないため、本制度ではなく、第一種奨学金を申請してください。

### 4. 申請方法

申請を希望する方は、以下（①～②）の書類を期日までに提出してください。

#### ○提出書類

NO.	書類	対象者	提出方法
①	「授業料後払い制度」希望 兼 授業料徴収猶予 申請書 <sup>※1</sup>	全員	窓口 又は 郵送 <sup>※2</sup>
②	高等教育修学支援新制度の支援対象者であったことを証明する書類（給付奨学金奨学生証の写し又はスカラネットパーソナルの画面の写し）		

※1 PC での作成可、A4 サイズで印刷してください。

※2 郵送の場合、レターパック等の郵送記録が残る形式で郵送してください。

#### ○提出期限、提出場所

**令和 6 年 3 月 14 日（木） 17 時**、学生支援・社会連携課経済支援窓口（3 号館 1 階）

## 5. 入学後の手続き

- 本申請とは別に、入学後（令和6年10月頃予定）日本学生支援機構への申請が必要です。
- 申込方法等の詳細は[学生情報ポータル](#)等にてお知らせします。
- 申請しなかった場合や、申請しても採用されなかった場合には、大学が指定する期日までに猶予された春学期分の授業料の納入が必要となります。

### **(参考：文部科学省 HP) 後払い制度に関する Q&A**

[https://www.mext.go.jp/content/20240122-mxt\\_gakushi01-100001505\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240122-mxt_gakushi01-100001505_3.pdf)

#### <提出先・お問合せ先>

〒606-8585 京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地

京都工芸繊維大学 学生支援・社会連携課 経済支援係（3号館1階 平日8:30-17:00）

TEL：075-724-7143 / E-Mail：shogaku@jim.kit.ac.jp